

産業廃棄物処理業許可申請書等の添付書類に対する原本対照の省略について

1 内容

これまで、有印文書の複写を添付するときは原本対照を行うこととしておりましたが、今後は以下の表のとおり取扱いを変更します。

	変更前	変更後
官公庁の証明書 (住民票の写し、登記されていないことの証明書、納税証明書、法人の登記事項証明書、土地の登記事項証明書、公図等)	原本対照が必要	原本対照が必要
修了証 (処理業講習会、PCB 講習会、技術管理者講習会)	<u>原本対照が必要</u>	<u>原本対照不要</u>
契約書	<u>原本対照が必要</u>	<u>原本対照不要</u>
先行許可証	<u>原本対照が必要</u>	<u>原本対照不要</u>

2 適用日

令和7年4月1日